議第33号

滋賀県社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和６年２月14日

滋賀県知事　　三 日 月　　大　　造

滋賀県社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

滋賀県社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例（平成24年滋賀県条例第63号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

滋賀県社会福祉法に基づく女性自立支援施設の設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例

第１条中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に、「売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和４年法律第52号。以下「困難女性支援法」という。）第12条第１項」に改める。

第２条第１項および第２項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改める。

別表第１項中「社会福祉事業（社会福祉法第２条に規定する社会福祉事業をいう。以下同じ。）」を「女性の人権」に、「熱意および能力」を「高い識見と専門性」に、「指導」を「支援」に改め、「おいて」の右に「入所者の置かれた状況に応じた」を加え、「処遇」を「支援」に改め、同表第２項第１号中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、同項第３号ア(ア)中「４人以下」を「１人」に改め、同号ア(ア)に次のただし書を加える。

ただし、入所者が監護すべき児童を同伴する場合その他の入所者の自立支援（困難女性支援法第12条第１項に規定する自立支援をいう。以下同じ。）を行うために必要と認められる場合は、２人以上とすることができる。

別表第２項第３号ア(イ)中「4.95平方メートル」を「9.9平方メートル」に改め、同号ア(エ)中「ができる。」を「できる。」に改め、同表第３項第１号中「婦人保護施設の」を「女性自立支援施設の」に、「を指導する」を「の自立支援を行う」に、「調理員および」を「栄養士等（栄養士または調理員をいう。以下同じ。）、看護師等（看護師または心理療法担当職員をいう。以下同じ。）、事務員および」に改め、同号ただし書中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に、「調理員」を「栄養士等」に改め、同項第３号中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」

に、「能力および熱意」を「に当たって女性の人権に関する高い識見と専門性」に改め、同号ア中「社会福祉事業」の右に「（社会福祉法第２条に規定する社会福祉事業をいう。）」を加え、「更生保護事業法（平成７年法律第86号）第２条第１項に規定する更生保護事業」を「困難な問題を抱える女性（困難女性支援法第２条に規定する困難な問題を抱える女性をいう。以下同じ。）への支援に関する活動」に改め、同号を同項第７号とし、同項第２号中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に、「処遇」を「支援」に改め、同号を同項第６号とし、同項第１号の次に次の４号を加える。

(2) 施設長の数は、１人とすること。

(3) 入所者の自立支援を行う職員の数は、２人以上とすること。

(4) 栄養士等、看護師等および事務員の数は、それぞれ１人以上とすること。

(5) その他の職員の数は、当該女性自立支援施設の実情に応じた適当な数とすること。

別表第４項中「婦人保護施設の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第49号）第14条の２」を「女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準（令和５年厚生労働省令第36号）第18条」に改め、同表第５項中「自立の支援等」を「自立支援等」に改め、同項第１号を次のように改める。

(1) 施設長は、入所者の意向および私生活を十分に尊重して、入所者の心身の健康の回復および生活（就労および就学を含む。）に関する支援等を行うこと。

別表第５項第２号中「自立を促進するため」を「自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ」に、「自立の促進」を「個別の自立支援」に改め、同号を同項第３号とし、同項第１号の次に次の１号を加える。

(2) 施設長は、入所者の個の尊厳を保ち、心身の状況、本人の意思、希望および自立に向けた意向を十分に踏まえた上で、当該女性自立支援施設における基本的な共同生活の考え方を示すこと。

別表第６項各号列記以外の部分中「給食」を「食事の提供」に改め、同項第１号中「給食」を「食事」に改め、同項第３号および同表第７項を削り、同表第８項を同表第７項とし、同表第９項第２号中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に、「必要な措置を講ずるよう努める」を「、職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に関する研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止に関する訓練を定期的に行う」に改め、同項第３号中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、同項を同表第８項とし、同表第10項第１号中「作成し、これに対して不断の注意および訓練をするよう努める」を「策定する」に改め、同項第２号を次のように改める。

(2) 設置者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと。

別表第10項第３号を削り、同項を同表第９項とし、同表第14項を削り、同表第13項第１号中「処遇」を「支援」に改め、同項第２号中「処遇」を「支援」に、「婦人相談所」を「知事」に改め、同項を同表第14項とし、同表第12項を同表第13項とし、同表第11項中「処遇」を「支援」

に改め、同項を同表第12項とし、同項の前に次の２項を加える。

10　業務継続計画の策定等

(1) 設置者は、感染症または非常災害の発生時において、入所者に対する支援の提供を継続的に実施し、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い他の社会福祉施設との連携その他必要な措置を講ずること。

(2) 施設長は、業務継続計画を職員に周知すること。

(3) 施設長は、定期的に研修および訓練を行うこと。

(4) 設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。

11　安全計画の策定等

(1) 設置者は、入所者の安全の確保を図るため、当該女性自立支援施設の設備の点検、職員等に対する女性自立支援施設の外での活動、取組等を含む女性自立支援施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修および訓練その他女性自立支援施設における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずること。

(2) 施設長は、安全計画を職員に周知すること。

(3) 施設長は、定期的に研修および訓練を行うこと。

(4) 設置者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うこと。

別表第15項を同表第16項とし、同表第14項の次に次の１項を加える。

15　施設長は、女性相談支援センター（困難女性支援法第９条第１項に規定する女性相談支援センターをいう。）、女性相談支援員（困難女性支援法第11条第１項に規定する女性相談支援員をいう。）、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体のほか、福祉事務所（社会福祉法に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第７条第１項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第２条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成16年法律第74号）第13条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第３条第１項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）、母子・父子福祉団体（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第６条第６項に規定する母子・父子福祉団体をいう。）その他の関係機関および母子・父子自立支援員（同法第８条第１項に規定する母子・父子自立支援員をいう。）、民生委員（民生委員法（昭和23年法律第198号）に定める民生委員をいう。）、児童委員（児童福祉法に定める児童委員をいう。）、保護司（保護司法（昭和25

年法律第204号）に定める保護司をいう。）その他の関係者と連携すること。

付　則

1　この条例は、令和6年4月1日から施行する。

2　この条例の施行の際現に設置されている改正前の第1条に規定する婦人保護施設（この条例の施行の日以後に増築され、または改築されたものを除く。）については、改正後の別表第2項第3号ア（イ）の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。